様式第27号の２(第23条の2関係)

年　　月　　日

　岡山県知事　　　　　　　殿

管理者　住所

〃　　氏名

電話　　　(　　　)

診療用放射性同位元素使用器具備付届

　診療用放射性同位元素使用器具を備えたいので，医療法(昭和23年法律第205号)第15条第3項の規定により，次のとおり届け出ます。

記

1　病院(診療所)の名称

2　所在地

3　設置予定年月日　　　　　　　　　年　　月　　日

4　使用開始予定年月日　　　　　　　年　　月　　日

5　診療用放射性同位元素使用器具及び施設の概要　別紙のとおり

別紙

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 病院又は診療所の名称 | 　 | 整理番号 | 1 | 2 |
| 所在地 | 　 | 区分 | 　 | 　 |
| 使用器具診療用放射性同位元素 | 放射性同位元素の種類 | 　 | 　 |
| 形状(固体，液体，気体) | 　 | 　 |
| 最大貯蔵予定数量 | Bq | Bq |
| 一日最大使用予定数量 | Bq | Bq |
| 3月間の最大使用予定数量 | Bq | Bq |
| 使用室 | 使用室名 | 　 |
| 使用室の構造 | 　 |
| 材質・厚さ | 天井 | 　 |
| 床 | 　 |
| 壁 | 　 |
| 出入口の数及び扉の構造 | 　 |
| 画壁等の外側における実効線量が1ミリシーベルト／週以下であること。 | 適・否 |
| 使用室である旨の標識 | 有・無 |
| 操作室 | 有・無 |
| 壁床等内部の | 突起物，くぼみ | 適・否 |
| 仕上材の目地等のすきま | 適・否 |
| 平滑で，浸透しにくく，腐食しにくい材料 | 適・否 |
| 汚染検査用放射線測定器 | 　 |
| 汚染除去器材及び洗浄設備 | 　 |
| 洗浄設備の排水設備への連結 | 適・否 |
| 更衣設備 | 有・無 |
| 準備室 | 調剤等のための準備室が診療室と区画された部屋として確保されていること。 | 適・否 |
| 準備室の構造 | 　 |
| 材質・厚さ | 天井 | 　 |
| 床 | 　 |
| 壁 | 　 |
| 画壁等の外側における実効線量が1ミリシーベルト／週以下であること。 | 適・否 |
| 洗浄設備 | 有・無 |
| 洗浄設備の排水設備への連結 | 適・否 |
| フード，グローブボックス等の装置 | 有・無 |
| フード，グローブボックス等の装置の排気設備への連結 | 適・否 |
| 待機室 | 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等が待機する待機室が診療室及び準備室と区画された部屋として確保されていること。 | 適・否 |
| 貯蔵施設 | 貯蔵室 | 貯蔵室の構造 | 　 |
| 材質・厚さ | 天井 | 　 |
| 床 | 　 |
| 壁 | 　 |
| 貯蔵室の開口部の防火戸(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項に規定する特定防火設備に該当するものに限る。) | 有・無 |
| 出入口の数 | 箇所 |
| 扉等の外部に通ずる部分の鍵等 | 有・無 |
| 外側における実効線量が1ミリシーベルト／週以下であること。 | 適・否 |
| 貯蔵施設である旨の標識 | 有・無 |
| 貯蔵箱等 | 貯蔵箱等の構造 | 　 |
| ふた等の外部に通ずる部分の鍵等 | 有・無 |
| 貯蔵時において1メートルの距離における実効線量率が100マイクロシーベルト／時以下であること。 | 適・否 |
| 貯蔵施設である旨の標識 | 有・無 |
| 貯蔵運搬容器 | 最大貯蔵(運搬)量 | Bq |
| 貯蔵時において1メートルの距離における実効線量率が100マイクロシーベルト／時以下であること。 | 適・否 |
| 空気を汚染するおそれのある容器の気密構造 | 適・否 |
| 液体がこぼれにくい構造，浸透しにくい材料 | 適・否 |
| 貯蔵(運搬)容器である旨の標識 | 有・無 |
| 貯蔵(運搬)する同位元素の種類，数量の表示 | 有・無 |
| 放射線治療病室 | 放射線治療病室の名称 | 　 |
| 放射線治療病室の構造 | 　 |
| 画壁等の外側における実効線量が1ミリシーベルト／週以下であること。 | 適・否 |
| 放射線治療病室である旨の標識 | 有・無 |
| 病床数 | 床 |
| 壁床等内部の | 突起物，くぼみ | 適・否 |
| 仕上材の目地等のすきま | 適・否 |
| 平滑で，浸透しにくく，腐食しにくい材料 | 適・否 |
| 汚染検査用放射線測定器 | 有・無 |
| 汚染除去器材及び洗浄設備 | 有・無 |
| 洗浄設備の排水設備への連結 | 適・否 |
| 更衣設備 | 有・無 |
| 病室専用便所 | 有・無 |
| 廃棄施設 | 排水設備 | 排水設備の外側における実効線量が1ミリシーベルト／週以下であること。 | 適・否 |
| 排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を基準以下とする能力 | 適・否 |
| 排液の漏れにくい構造 | 適・否 |
| 浸透しにくく，腐食しにくい材料 | 適・否 |
| 排液を採取(濃度を測定)することができる構造 | 適・否 |
| 排液流出調節装置 | 有・無 |
| 排液処理槽の上部の開口部のふた | 有・無 |
| 立入り禁止のための施設 | 有・無 |
| 排水設備である旨の標識 | 有・無 |
| 排気設備 | 排気設備の外側における実効線量が1ミリシーベルト／週以下であること。 | 適・否 |
| 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を基準以下とする能力 | 適・否 |
| 人の常時立ち入る場所における放射性同位元素の濃度を基準以下とする能力 | 適・否 |
| 気体の漏れにくい構造 | 適・否 |
| 腐食しにくい材料 | 適・否 |
| 故障時における汚染拡大防止装置 | 有・無 |
| 排気設備である旨の標識 | 有・無 |
| 焼却設備 | 焼却設備の外側における実効線量が1ミリシーベルト／週以下であること。 | 適・否 |
| 焼却炉 | 気体が漏れにくく，かつ，灰が飛散しにくい構造であること。 | 適・否 |
| 排気設備に連結された構造であること。 | 適・否 |
| 焼却残さの排出口が廃棄作業室に連結していること。 | 適・否 |
| 廃棄作業室 | 内部の壁，床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分が突起物，くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造であること。 | 適・否 |
| 内部の壁，床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面が平滑であり，気体又は液体が浸透しにくく，かつ，腐食しにくい材料で仕上げられていること。 | 適・否 |
| フード，グローブボックス等の装置が設置されているときは，その装置が排気設備に連結していること。 | 適・否 |
| 廃棄作業室である旨の標識 | 有・無 |
| 汚染検査室 | 汚染検査を行うのに最も適した場所に設けられていること。 | 適・否 |
| 内部の壁，床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分が突起物，くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造であること。 | 適・否 |
| 内部の壁，床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面が平滑であり，気体又は液体が浸透しにくく，かつ，腐食しにくい材料で仕上げられていること。 | 適・否 |
| 洗浄設備及び更衣設備が設けられ，汚染検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材が備えられていること。 | 適・否 |
| 上記洗浄設備の排水管が配水設備に連結していること。 | 適・否 |
| 汚染検査室である旨の標識 | 有・無 |
| 保管廃棄設備 | 保管廃棄設備の外側における実効線量が1ミリシーベルト／週以下であること。 | 適・否 |
| 外部と区画された構造 | 適・否 |
| 外部に通ずる部分の閉鎖設備，器具 | 有・無 |
| 気密構造の耐火性保管容器 | 有・無 |
| こぼれにくい構造で，浸透しにくい材料を用いた耐火性保管容器 | 有・無 |
| 保管廃棄容器である旨の標識 | 有・無 |
| 保管廃棄設備である旨の標識 | 有・無 |
| 管理区域 | 管理区域である旨の標識 | 有・無 |
| 区域の外側における実効線量が1.3ミリシーベルト／3箇月以下となる措置 | 適・否 |
| 管理区域の境界における立入制限措置 | 有・無 |
| その他 | 注意事項の掲示(従事者) | 有・無 |
| 注意事項の掲示(患者) | 有・無 |
| 敷地内の居住区域及び境界の実効線量が250マイクロシーベルト／3箇月以下となる措置 | 適・否 |
| その他の患者の被ばくする放射線の実効線量が1.3ミリシーベルト／3箇月以下となる措置 | 適・否 |
| 放射線治療中の患者に付する標識 | 有・無 |
| 集中治療室等で一時的に使用する予定 | 有・無 |
| 使用室内での併用装置等 | 　 |
| 従事者の放射線測定器 | 　 |
| 被ばく防止のための器具 | 　 |
| 事故発生時の連絡網及び通報基準・通報体制の整備 | 有・無 |
| 放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師 | 職種 | 氏名 | 免許番号及び取得年月日 | 放射線診療に関する経歴 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |

(注意事項)

1　「区分」欄には，新設，廃止又は更新の別を記入し，更新については例えば「1(整理番号)の更新」のように記入すること。

2　「貯蔵方法」欄には，貯蔵室，貯蔵箱又は貯蔵容器の別を記入すること。

3　「使用室」「準備室」「貯蔵施設」「貯蔵運搬容器」「放射線治療病室」「廃棄施設」がそれぞれ2以上ある場合は，適宜縦線を引いて区分すること。

4　備え付ける診療用放射性同位元素が4核種以上ある場合は，当該別紙を追加すること。

5　「使用室内での併用装置等」欄は，エックス線装置，診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の別を記入すること。

6　診療用放射性同位元素を備え付ける場合は，「操作室」欄及び「待機室」欄は記入不要である。

(添付書類)

1　施設の放射線防護に関する遮蔽計算書

2　図中に放射線取扱施設の場所を明示した病院(診療所)の全体図面

3　隣接室名，上階及び下階の室名，周囲の状況並びに管理区域の範囲及びその標識等の位置を明示した放射線取扱施設の平面図(詳細図)及び立面図

4　その他参考となる資料(カタログ等)